

2021年6月18日

美浜発電所第3号機  
設計及び工事計画届出書(濃縮液配管他の改造)に係る確認事項

No.	対象資料	事実確認事項
1	全般	今回の工事計画で撤去を行うドラミングバッチタンク等について、これまでの許認可において廃棄物処理設備としてどのような機能を有していたのか説明すること。また、ドラミングバッチタンク等の撤去に伴い、今後、廃液処置をどのように実施するのか(セメント固化による処理ができなくなるのかなど)、説明すること。
2	全般	技術基準規則第39条第1項第1号への適合性に関して、ドラミングバッチタンク等を撤去したとしても、液体廃棄物処理設備として十分な処理能力を有しているかどうかについて、No.1の確認事項も踏まえて説明すること(他の条文への適合性についても同様に、撤去することによる影響を整理して説明すること)。あわせて、これらの説明が申請書の添付資料に記載されていない理由について、平成31年4月26日付け原規規発第19042617号により認可した高浜発電所第3号機の工事計画の添付資料の記載も踏まえて説明すること。
3	全般	クラス3管である濃縮液配管の溶接部について、溶接方法及び溶接施工時の確認事項を具体的に説明すること。
4	補足説明資料 3. 設計及び工事計画届出書の添付書類の整理	耐震性の説明書に関して、ドラミングバッチタンク等の撤去に係る建屋への影響について、実際には撤去しないため影響はないと説明しているが、参考資料2の説明を踏まえると、工事計画からドラミングバッチタンク等を除外することによる建屋への影響の有無については、工事計画上の設備の設置状況(ドラミングバッチタンクは撤去されている状況)で説明すべきではないか。
5	資料6 耐震性に関する説明書	今回の工事計画において、標準支持間隔法による耐震評価に使用している減衰定数について説明すること。また、配管の支持について、Uボルトは軸方向が拘束されないと思うが、系全体で見た時にUボルト以外の支持構造物があるのかなどを説明すること。